

署受付印 税務		令和 年 月 日 税務署長殿	所管	業種目	概況書	要否	※青色申告	一連番号
納税地	電話 () -		事業種目				整理番号	
(フリガナ)			期末現在の資本金の額又は出資金の額		円		事業年度(至)	
法人名			(フリガナ)				売上金額	0 0 0 0 0 0 0 0
法人番号			国内源泉所得に係る事業等の責任者				申告年月日	
(フリガナ)			旧納税地及び旧法人名等				通信日付印	確認 庁指定 局指定 指導等 区分
代表者							年月日	
代表者住所							申告区分	
							法人税	中間 期限後 修正 地方法人税 中間 期限後 修正

令和 年 月 日
令和 年 月 日

事業年度分の法人税
課税事業年度分の地方法人税
(中間申告の場合 令和 年 月 日)
(の計算期間 令和 年 月 日)

申告書
申告書

適用額明細書提出の有無	(有)	(無)
税理士法第30条の書面提出有	(有)	(無)
税理士法第33条の2の書面提出有	(有)	(無)

この申告書による法人税額の計算

退職年金等積立金額 (2)+(3)+(4)+(5)+(6) +(7)+(8)+(9)+(10)	1	十億 百万 千 円	分の課税等税に退職年金等積立金額の場計算	分割法人等の引継ぎ前の退職年金等積立金額	15	十億 百万 千 円
確定給付年金資産管理運用契約分	2		引継ぎ後の退職年金等積立金額	(15)の12相当額	16	
確定給付年金基金資産運用契約分	3		分割承継法人等への引継ぎ後の退職年金等積立金額	(17)の12相当額	17	
確定拠出年金資産管理契約分	4		課税退職年金等積立金額 (16)+(18)	(17)の12相当額	18	
個人型年金に係る分	5		課税退職年金等積立金額 (21)+(23)	課税退職年金等積立金額 (21)+(23)	19	
退職等年金給付に係る分	6		この申告が修正申告である場合	この申告が修正申告である場合	20	
勤労者財産形成給付契約分	7		この申告が修正申告である場合	この申告が修正申告である場合	21	
勤労者財産形成基金給付契約分	8		この申告が修正申告である場合	この申告が修正申告である場合	22	
厚生年金基金契約分	9		この申告が修正申告である場合	この申告が修正申告である場合	23	
適格退職年金契約分	10		この申告が修正申告である場合	この申告が修正申告である場合	24	
課税退職年金等積立金額 (1) × 12	11		この申告が修正申告である場合	この申告が修正申告である場合	25	
法人税額 (((11),(19)又は(24))の1%相当額)	12		この申告が修正申告である場合	この申告が修正申告である場合	26	
中間申告分の法人税額	13		この申告が修正申告である場合	この申告が修正申告である場合	27	
差引この申告により納付すべき法人税額 (12) - (13)	14		この申告が修正申告である場合	この申告が修正申告である場合	28	
			この申告が修正申告である場合	この申告が修正申告である場合	29	
			この申告が修正申告である場合	この申告が修正申告である場合	30	

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準法人税額 (12)	31	十億 百万 千 円	この申告が修正申告である場合	課税標準法人税額	35	十億 百万 千 円
地方法人税額 (31) × 10.3%	32		この申告が修正申告である場合	確定地方法人税額	36	
中間申告分の地方法人税額	33		この申告が修正申告である場合	この申告により納付すべき地方法人税額 (34)-(36)	37	
差引確定地方法人税額 (32)-(33) (中間申告の場合はその税額)	34		この申告が修正申告である場合			

税理士名	
署名	